

衆議院 議院運営委員会 議院議事録 第十一号

令和三年二月二十六日(金曜日) 午後四時開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君 理事 盛山 正仁君

理事 松本 洋平君 理事 井上 貴博君

理事 福田 達夫君 理事 井野 俊郎君

理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君

理事 佐藤 英道君

高村 正大君 武部 新君

本田 太郎君 高木 謙太郎君

塩川 鉄也君 串田 誠一君

浅野 哲君

議長

副議長

國務大臣

事務総長

大島 理森君

赤松 広隆君

西村 康稔君

岡田 憲治君

委員の異動  
二月二十六日  
辞任 遠藤 敬君

補欠選任 串田 誠一君

同日

辞任 串田 誠一君

補欠選任 遠藤 敬君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更の事前報告に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について、西村國務大臣から事前報告を聴取いたします。西村國務大臣。

○西村國務大臣 各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本年一月七日、新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都を対象とし、期間を一月八日から二月七日までとして緊急事態宣言を発出し、一月十四日から二月七日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の七府県を追加いたしました。

その後、感染状況や医療提供体制、公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析、評価を行い、栃木県を除外し、緊急事態措置を実施すべき区域を十府県に変更するとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を三月七日まで延長いたしました。

国民の皆様にも御協力をいただき、政府と各都道府県が一体となって対策を進め、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の六府県については、新規感染者数はステージ2相当となることにも、全体としてはステージ3相当となり、更に改善傾向が続いており、療養者数の減少に伴い医療提供体制の負荷の軽減が見られることから、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められます。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都については、感染状況や医療提供体制、公衆衛生体制に対する負荷がまだステージ4の指標を示しているところもあり、緊急事態措置を実施すべき期間の終期である三月七日に向けて、緊急事態措置を引き続き実施し、新規感染者数の減少傾向を継続させ、医療提供体制の負荷を軽減する必要があります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、緊急事態宣言の区域変更の公示案について御了解をいただいたところであり、これを受け、この後、政府対策本部を開催し、緊急事態措置を実施すべき区域について、六府県を除外し、四府県に変更したいと考えております。解除された府県においても、感染の再拡大を防止するため、効果的な感染防止策を講じてまいります。

今後とも、国民の皆様への命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。井上貴博君。

○井上(貴)委員 自由民主党の井上貴博でございます。冒頭、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に対しまして心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染で現在療養中の皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

また、命の最前線で日夜御尽力いただいております医療従事者の皆様方をはじめ、感染拡大防止に御協力いただいております全ての国民の皆様方に、心から感謝申し上げます。

先ほど行われました諮問委員会において、二府四県において緊急事態宣言の解除が答申されたとお聞きしました。当初の予定どおり三月七日まで

とせず、先じて二府四県の緊急事態宣言を解除することとした判断根拠、理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、解除後、再び感染拡大させないためにも、必要な感染防止対策をどのように実施されていくつもりなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○西村國務大臣 お答え申し上げます。緊急事態宣言の解除の要件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、分科会から示されておりますステージ3の幾つかの指標を当てはめられて、そして、その相当の対策が必要な地域になつていくかどうか、感染者の数あるいは病床の状況などの指標を総合的に判断することとしております。

今回除外する六府県につきましては、まさに、新規陽性者数はステージ3を下回り、2程度になつてきておりますし、また、病院、病床への負荷も軽減が見られるところであります。こうした中で、それぞれの、関西三府県の知事、愛知県知事、そして福岡県副知事からも、解除に向けた検討の要請を受けたところでございまして、

本日、諮問委員会において了承されたところでありますが、ただし、諮問委員会の委員の皆様方からは、変異株についての強い懸念が示されました。引き続き、医療提供体制の確保、そして私どもで行うモニタリング検査など、しっかりと取り組んで、再拡大しないように取り組むようにということのいわば条件をいただいたものというふうに思っております。

いずれにしても、検査もしっかり行いながら、また、高齢者施設も重点的に検査を全ての施設で行うこととしておりますし、それから、福岡県を始め全ての府県で、解除後も二十一日までの

昨年とは違う日本型の、新型コロナウイルスに打ちかつ、これは非常に有効だと思しますので、是非検討していただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いたします。

大臣、単刀直入にまず一問お伺いします。再拡大防止のためにどのような対策を行うのか、是非、まず御答弁をお願いします。

○西村国務大臣 引き続き、国民の皆様には基本的な感染防止策を徹底していただいた上で、私も、検査を戦略的に拡充したいと考えております。もう既に、高齢者施設は全ての従事者の皆さんに全数検査を行うこととしておりますし、モータリング検査を全国各地、繁華街などで行うこととしております。そこで兆しをつかめば、特措法でお認めいただいた蔓延防止等重点措置を機動的に活用して、何かの兆しを見つければ、その範囲で抑え込んでいくことで再拡大を防いでいきたいというふうに考えております。

○浅野委員 現状把握をまずするということは大事だと思えます。ただ、一つ思うのは、今、ワクチン接種、既に始まっておりますが、例えば、この解除された地域、依然として、繁華街地域が多く、その感染拡大リスクも高いです。こういう地域に集中的にワクチン接種を行うような案というのがこれまでも出なかつたのか、戦略的にはそういった方法もあり得るのではないかと、思うんですが、こちらについてはいかがでしょうか。

○西村国務大臣 ワクチン接種につきましては、田村大臣、河野大臣の下で、確保できるワクチンの量、つまり、供給量を見ながら円滑に接種を行っていくということで進められております。これまで、私のところで整理をいたしました、分科会で御議論いただいた接種の順番に従って、今、医療従事者から、そして高齢者、基礎疾患のある方というふうに順次接種がなされるものというふうに理解をしております。

○浅野委員 続いて、二つ要望をさせていただきたいと思います。

まず、今回、これから始まるとうしている事業再構築補助金、元々、緊急事態宣言の対象地域、そして、これから蔓延防止措置の対象になる地域というのはいくらもリスクがあります。それが分かつた上で、事業者の皆さんには、是非それを乗り越えるような事業再構築をしてもらいたいと思いますが、この補助金の加算対象にそういった地域の皆さんはならないのか、是非加えてほしいというのが一点目。

そして、先ほど小川委員からもございましたが、これから感染再拡大を防ぐためには、時短だけが唯一の方法ではありません。例えば、お店の密度を下げる、こういう方法もあると思えますし、事業者の中には既に十分な対策を取っている方々もいらっしゃいます。こういったケースに、応じて柔軟に、何でもかんでも時短ではなく、柔軟な対策を要請して、協力をいただくような運用にしていきたい。

この二点、お願いたします。

○西村国務大臣 事業再構築補助金につきましては、経産省の方で対応されておりますけれども、御指摘のように、この緊急事態宣言の影響によって売上げが三〇%以上減少している場合には、従業員規模に配慮した特別枠で補助率をかき上げする、あるいは通常枠においても加算措置を実施するというふうに承知をしておりますので、御指摘もしつかり経産省にもお伝えしたいと思えます。

その上で、ある一定レベルに感染状況が達した場合には、もう人と人との接触や、正しい行為であっても一定の制約をかける必要がないというレベルになりますので、緊急事態宣言になりますと、きちんと感染防止策を取っている店もそうでない店も、一律八時までということ今回対応してまいりました。

去年の春に比べれば、スパコンを使ったり人工知能を使った解析に基づいて、データに基づいて、幅広く休業や時短を求めるのではなく、飲食

店に限って求めたわけでありまして。

御指摘のように、大事なことは、今後同じように飲食をまた繰り返していただければ十二月のようなことが起こってしまいますので、アクリル板を置くとか、換気をよくするとか、あるいは会話のときにはマスクをするとか、きめ細かな対応が必要になつてくると思えますので、また様々な分析をしながら、より効果的な対策となるように、今回の経験も踏まえて対策も進化をさせていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 事業者の皆さんは、地域の皆さんもそうなんですけれども、この一年間、耐えに耐えて、ずっとこらえながら走り続けています。いつまでも走れるものではない。やはり、どこかでエネルギーを補給する。そして、状況が改善することによってこの先の道に希望が持てる、そんな環境を整備していかねければなりませんので、大臣には、そういった形で、皆様に希望を持っていただけるような発信は是非お願したい。それは、総理に對してもお願したいと思えます。

以上で終わります。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会